



3月6日は「36 (サブロク)」の日です!

Action!

36

日本労働組合総連合会(連合)は、3月6日を36(サブロク)の日として、2019年に申請をおこない認定されました。この日は「1日8時間 1週40時間」を超えて残業させる、休日出勤させる場合は、36協定を結ばなければならないことを社会に広めるために定めたものです。

サービス連合の取り組み

年間総実労働時間短縮にむけて取り組み強化期間の一環として、本年より、連合の取り組みに連動し、36協定を締結する、締結内容が守られていることを確認することにより、「すべての職場で労働時間の適正な把握・管理と36協定の適正な締結」を目指します。長時間労働を是正して、職場で『より良い働き方』を実現していくために、日にちを限定せず、2月から3月の2ヵ月間を『36協定総点検期間』として36協定の重要性について労使で確認する期間と定めています。

36協定の締結についてチェックしよう

「時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)」締結の際は、その都度、当該事業場に①労働者の過半数で組織する労働組合(過半数組合)がある場合はその労働組合、②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者(過半数代表者)と、書面による協定をしなければなりません。

- ①労働組合が協定の当事者となっている

自組織が過半数労働組合かどうか確認しましょう!

※過半数労働組合とは???

正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合

- ②過半数代表者が協定の当事者となっている

過半数代表者が正しい手続きにより選出されているか確認しましょう!

※過半数代表者とは???

正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の過半数の代表者 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出すること選出にあたっては、すべての労働者が手続きに参加できるようにし、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続(投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議)がとられている必要があります。

①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正におこなわれていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても**無効**です。

注意! 会社がベテラン社員や親睦会の会長にとりあえず署名捺印をさせて、労働者代表にしてしまうというはよくあることです。

- ③わからない

すぐに36協定がどのようなになっているのか労働組合として確認しましょう!

労働基準監督署に届け出た36協定は**労働者に周知しなければならない**。周知されていない場合は労働基準法第106条違反となる

- ④36協定を締結していない

時間外・休日労働時間は0時間ですか? 36協定の締結がどうなっているのか確認しましょう!

36協定を締結していなければ、労働者に法定外の時間外・休日労働をおこなわせることはできません。

おこなわせた場合、労働基準法違反となります。(使用者に6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)

過半数労働組合になっていない労働組合は、過半数になるように組合員を増やしましょう!

36協定の締結内容についてチェックしよう

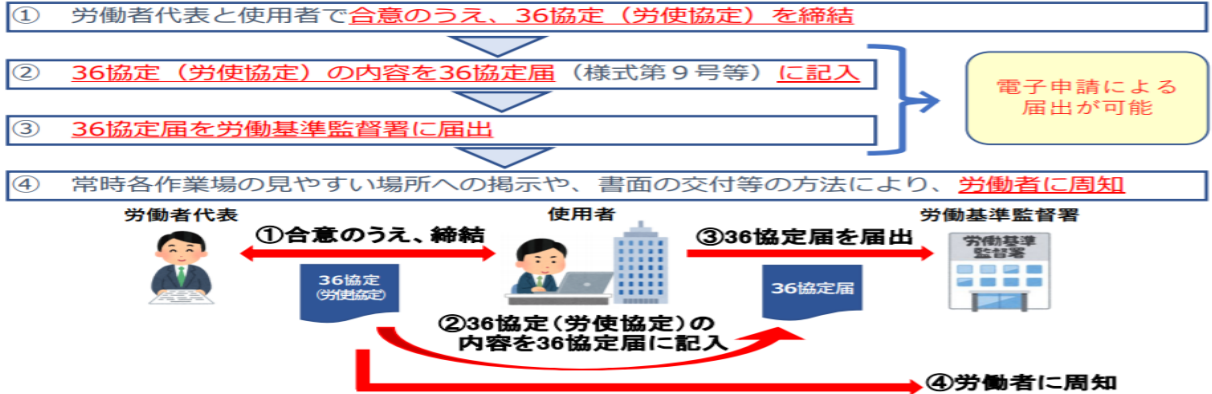
労働組合が36協定締結当事者の場合、職場の実態をしっかりと把握し、会社と協議し、締結しましょう！

チェック項目

- ① 1日に何時間、月に何時間、年間で何時間 時間外労働・休日労働をするのかを、会社と協議・確認する
- ② 時間外・休日労働させる必要のある業務の種類・労働者数について、会社と協議・確認する
- ③ 特別条項の必要性について、会社と協議・確認する
- ④ 1週間当たり40時間を超える労働時間が月100時間又は2～6か月平均で80時間を超えることがないか？

36協定締結当事者でない場合も、実態と乖離していないか36協定の内容をチェックしましょう！

36協定届け出までの流れ



2021年4月1日より36協定届の様式が新しくなります（旧様式は3月31日まで）

<p>36協定届における押印・署名の廃止</p> <p>労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。 ※記名はしていただく必要があります。</p>	<p>36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設</p> <p>36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。 ※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者</p>
<p>36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項</p> <p>✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること</p>	<p>過半数代表者の選任にあたっての留意事項</p> <p>✓ 管理監督者でないこと ✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと</p>

36協定届の記載例

(様式第9号 (第16条第1項関係))

◆ 36協定で締結した内容を協定届（本様式）に記載して届け出てください。36協定届（本様式）を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結する必要があります。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆ 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。◆ (任意)の欄は、記載しなくても構いません。

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地(電話番号)	協定の有効期間
金属製品製造業	〇〇金属工業株式会社 〇〇工場	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇番地〇〇号 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
時間外労働 休日労働	時間外労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数(満員数以上の者)
1日	受注の集中	設計	10人
1日	製品不具合への対応	検査	10人
1日	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人
1年(1年を超えては360時間まで、2年については320時間まで)	月末の決算事務	総務	5人
1年(1年を超えては360時間まで、2年については320時間まで)	臨時	総務	5人
1年(1年を超えては360時間まで、2年については320時間まで)	受注の集中	設計	10人
1年(1年を超えては360時間まで、2年については320時間まで)	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超えないこと。(チェックボックスにチェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年〇月〇日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 協定責任者 山田花子

協定の当事者(労働組合の過半数を代表する者の場合)の選出方法 投票による選出

上記記載の当事者である労働組合(労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名又は記名・押印などが必要ですが、労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者の氏名を記載してください。

労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第43条第2号に規定する監督又は管理的地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定締結をする者を選出することを明らかにして実質上協定の締結に同意したと認められる場合には、労働者の過半数を代表する者の氏名を記載してください。

協定を兼ねる場合には、使用者の氏名又は記名・押印などが必要ですが、労働者の氏名又は記名・押印などが必要ありません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印などがが必要です。